

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		原状回復
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第29条
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市営墓園条例第22条及び第28条並びに新座市営墓園規則第22条
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 使用権利者又は利用権利者は、使用若しくは利用を終えたとき又は許可を取り消されたとき、若しくは停止されたときは、当該墓所又は集会施設を速やかに原状に復さなければならない。</p> <p>2 使用権利者又は利用権利者は、墓所の使用又は集会施設の利用を終わり原状に復した後は、直ちに職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。</p>
	参 考 事 項	新座市営墓園条例第29条第2項の規定により、使用権利者又は利用権利者が原状回復の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用は、当該使用権利者又は利用権利者の負担とする。
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定 (年 月 日最終変更)